

## 受託研究費請求手順

受託研究費については2014年6月1日から全額出来高制を導入しています。

精算は年に1回実施症例および脱落症例数に応じ、下記の手順に従い行います。

治験が中止または終了した場合には終了時の精算となります。

- ①精算対象期間は1月1日～同年12月31日までに実施された症例を対象とします。
- ②実施症例数は当院の「スクリーニング名簿」から算出します。
- ③翌年2月下旬に請求書を発行します。

※実施症例数の算定基準の詳細は事前に協議を行い定める。

以上